

年金のお知らせ

◇納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和5年1月から令和5年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族（配偶者やお子さんなど）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受ける

ためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する領収証書などの添付が必要となります。

このため、令和5年1月1日から令和5年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、令和5年10月1日から令和5年12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方には、翌年の2月上旬に送られる予定です。

国民年金は税法上とても有利な制度です。保険料は納め忘れないよう納めましょう。

※問い合わせは、青梅年金事務所
☎30・3410
住民課 ☎83・2182

【東京市町村自治調査会からお知らせ】

☆2024年度（公財）東京市町村自治調査会広域的市民ネットワーク活動等事業の助成団体募集

市町村の枠を超えて行われる多摩地域の市民交流やまちづくりの推進につながる事業（文化・スポーツ・環境・福祉・生涯学習・子育て・防災活動などの発表

「東京法務局からお知らせ」

☆令和6年4月から不動産を相続した場合の登記申請が義務化されます

今のうちから相続した土地・建物の相続登記に備えましょう。

詳細は、ホームページをご覧ください。お問い合わせ



※問い合わせは、司法書士会「相続登記相談センター」
☎0120（13）7832

みんなの情報局

あなたもアマチュア無線をやってみませんか！

アマチュア無線の免許を取得して、国内や海外の方と交信をしましょう。奥多摩アマチュア無線クラブでは、第四級アマチュア無線技士の資格取得講習会を開催します。国家試験を受けずに、無線知識がない初心者でも、講習会を受講後、修了試験に合格すれば取得できます。小学生から高齢の方まで受講しています。

- 係長職
住民課総合収納係長
「昇格」 古川 智也
- 観光産業課観光工商係長
小峰 淳一
- 観光産業課農林水産係長
小峰 洋泰



☎090（4121）7834
ハムシヨップ フレンズ
☎042（555）7058